

空き店舗物件の検索から店舗家賃助成までの流れ

※事業詳細は江戸川区ホームページ(右のQRコード)をご参照ください。



[店舗家賃助成について]

- ・区内商店会において、3ヶ月以上、テナントを募集している店舗に入居する必要があります。
- ・出店に際し、空き店舗を抱える商店会の承諾を得るとともに商店会に加入することが必要です。
- ・助成金は店舗家賃料の月額3分の1で上限5万円(1,000円未満切り捨て)で、商店会を通じて助成します。また、助成期間は1年間とし、既に支払われた店舗家賃料の6ヶ月分ごとに交付します。ただし、1回の申請につき、6ヶ月分に満たない場合は助成の対象とはなりません。

空き店舗物件 の検索

◎「TOKYO 商店街空き店舗ナビ」の「空き店舗検索」を利用して、区内商店会内への出店候補となる店舗物件を検討することができます。



商店会の 出店承諾

店舗家賃助成を受けるためには、空き店舗を抱える商店会の「出店の承諾」と「商店会への加入」が必要です。

※出店承諾を得るために「出店計画書」を作成して商店会へ提出します。
※助成対象となる事業者は小売業・サービス業・飲食業などを主たる事業として営業する個人または法人が対象となります。ただし、風営法の規制となる適用業種を営む事業者は対象外です。

出店承諾 の決定

◎商店会において、出店承諾の可否を決定します。

※出店計画書に基づき、商店会は出店承諾を検討し、決定を行います。

経営状況 の確認

◎事業開始後に経営状況を確認するため、区の指定する専門家を派遣します。(無料)

※助成を受ける条件として必要となります。
※区が商店会から出店承諾の連絡を受けた後、事業者と訪問の日程調整を行いません。

助成金の 申請と受領

◎出店から6ヶ月を経過した後、助成金申請に必要な下記書類を商店会に提出します。

※賃貸契約書の写し、6ヶ月分の家賃領収書の写し、開業届の写し(法人は登記簿謄本原本)、納税証明書(事業税・住民税)

※提出された書類に基づき、商店会は区へ助成金申請を行います。

◎区は商店会からの申請内容を確認後、商店会へ助成金を交付しますので、商店会から助成金を受領してください。

※助成金受領の際は領収書を商店会に提出してください。